

研究科会議の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は愛知県立大学大学院学則第9条第4項第3号に基づき、教育研究に関する重要な事項で、研究科会議の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものを規定する。

(事項)

第2条 教育研究に関する重要な事項で、研究科会議の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものを以下のとおりとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること
- (2) 学生の休学、復学、退学及びその他学籍の変更に関すること
- (3) 学生の厚生補導及び賞罰に関すること
- (4) 全学の人事委員会の要請に基づく教員人事に関すること
- (5) 大学院学則第2条に規定する点検及び評価に関する事項のうち、当該研究科に関すること
- (6) その他教育又は研究に関する重要事項に関すること

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。